

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第136号

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則

京都市教育扶助資金給付規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第5号中「旧京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定による奨学金その他」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)